平成２５年７月吉日

議員各位

「尊厳死法制化を考える議員連盟」への
ご入会のご案内

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本議員連盟は、回復の見込みがなく死期の迫った患者の意思を尊重し、無理な延命治療を行わない尊厳死について、一定の要件を設けたうえで医師の責任を問わないとする法律の制定を目指す超党派の国会議員で構成するものであります。平成１７年２月２１日より、衆・参の超党派の議員により鋭意検討をすすめてまいり、現在、できるだけ早期に法案提出を目指しております。

つきましては、本連盟の趣旨にご賛同頂き、ご入会くださいますようご案内申し上げます。

なお、本ご案内状は、すでにご入会をいただいております先生方にも差し上げております。

敬具

尊厳死法制化を考える議員連盟
会　長　　増　子　　輝　彦

尊厳死法制化を考える議員連盟　役員名簿

平成25年8月1日

役職	議員名		部屋番号	党名
最高顧問	衆議院議員	麻生太郎	1－301	(自民)
顧問	衆議院議員	町村信孝	1－410	(自民)
	参議院議員	山東昭子	参－310	(自民)
会長	参議院議員	増子輝彦	参－602	(民主)
副会長	衆議院議員	大畠章宏	1－406	(民主)
	衆議院議員	鴨下一郎	1－1023	(自民)
幹事長	衆議院議員	山口俊一	2－412	(自民)
事務局長	衆議院議員	石川昭政	2－1014	(自民)
幹事	参議院議員	櫻井充	参－512	(民主)
	衆議院議員	あべ俊子	1－514	(自民)
	衆議院議員	松本純	1－302	(自民)
	衆議院議員	徳田毅	1－513	(自民)
	衆議院議員	塩崎恭久	1－1102	(自民)
	衆議院議員	柴山昌彦	2－822	(自民)
	衆議院議員	中谷元	2－1222	(自民)
	衆議院議員	笠浩史	1－408	(民主)
	衆議院議員	馳浩	1－812	(自民)
	衆議院議員	田村憲久	1－902	(自民)
	参議院議員	上野通子	参－918	(自民)
	参議院議員	江口克彦	参－1002	(みんな)

尊厳死法制化を考える議員連盟

※は役員

平成25年8月1日現在

	衆議院第1議員会館				衆議院第2議員会館				参議院議員会館			
※	麻生　太郎	自民	301		桜内　文城	維新	202		佐藤　ゆかり	自民	309
※	松本　　純	自民	302		藤井　孝男	維新	204		山東　昭子	自民	310
	宮沢　隆仁	維新	309		鳩山　邦夫	自民	221		岸　　宏一	自民	315
	新原　秀人	維新	310		佐々木　紀	自民	301		石井　みどり	自民	403
	後藤田正純	自民	315		河村　建夫	自民	302		熊谷　　大	自民	423
	ふくだ峰之	自民	320		野田　　毅	自民	303		広田　　一	民主	507
※	大畠　章宏	民主	406		橋本　　岳	自民	306	※	櫻井　　充	民主	512
※	笠　　浩史	民主	408		勝沼　栄明	自民	307		尾辻　秀久	自民	515
※	町村　信孝	自民	410		大口　善徳	公明	308	※	増子　輝彦	民主	602
	松浪　健太	維新	414		石田　真敏	自民	313		山本　一太	自民	609
	今枝宗一郎	自民	422		高木　宏壽	自民	405		行田　邦子	みんな	614
	野田　聖子	自民	504		金子　恭之	自民	410		大野　元裕	民主	618
※	徳田　　毅	自民	513	※	山口　俊一	自民	412		長谷川　岳	自民	619
※	あべ　俊子	自民	514		坂元　大輔	維新	415		小野　次郎	みんな	620
	森山　　裕	自民	515		田沼　隆志	維新	416		磯﨑　仁彦	自民	624
	中川　正春	民主	519		河野　正美	維新	417		前田　武志	民主	715
	渡辺　孝一	自民	520		冨岡　　勉	自民	421		古川　俊治	自民	718
	宮内　秀樹	自民	604		池田　佳隆	自民	511		岡田　直樹	自民	807
	海江田　万里	民主	609		三ツ林裕巳	自民	522		山田　俊男	自民	809
	遠藤　利明	自民	703		柿澤　未途	みんな	611		青木　一彦	自民	814
	玉木雄一郎	民主	706		下村　博文	自民	622		松下　新平	自民	824
	松島みどり	自民	709		北村　誠吾	自民	714		丸川　珠代	自民	902
	豊田真由子	自民	724		山下　貴司	自民	719		中川　雅治	自民	904
	小里　泰弘	自民	811		井出　庸生	みんな	721		西村まさみ	民主	909
※	馳　　浩	自民	812		中島　克仁	みんな	723	※	上野　通子	自民	918
※	田村　憲久	自民	902		吉田　　泉	民主	808	※	江口　克彦	みんな	1002
	吉川　　赳	自民	917		高橋　みほ	維新	817		津田弥太郎	民主	1006
	とかしきなおみ	自民	1002	※	柴山　昌彦	自民	822		金子　洋一	民主	1014
※	鴨下　一郎	自民	1023		山本　幸三	自民	915		山本　順三	自民	1019
	平井たくや	自民	1024		山田　美樹	自民	917		西田　昌司	自民	1110
※	塩崎　恭久	自民	1102		小松　　裕	自民	1004		荒木　清寛	公明	1115
	渡海紀三朗	自民	1109		古川　元久	民主	1006		野村　哲郎	自民	1120
	奥野総一郎	民主	1119		石川　昭政	自民	1014		直嶋　正行	民主	1223
	今野　智博	自民	1123		江渡　聡徳	自民	1021				
	小林　史明	自民	1205		津島　　淳	自民	1204				
	田嶋　　要	民主	1215		岩屋　　毅	自民	1209				
					今村　雅弘	自民	1210				
					塩谷　　立	自民	1211				
					伊東　信久	維新	1214				
					宮川　典子	自民	1219				
					竹本　直一	自民	1221				
				※	中谷　　元	自民	1222				

	衆議院	参議院	計
自民	55	20	75
民主	9	9	18
公明	1	1	2
みんな	3	3	6
維新	10	0	10
計	78	33	111

尊厳死法制化を考える議員連盟　規約

第１条　本連盟は、尊厳死法制化を考える議員連盟と称する。

第２条　本連盟は、尊厳死法制化の実現を図ることを目的とする。

第３条　本連盟は、前条の目的に賛同する国会議員をもって構成する。

第４条　本連盟は、会長１名・副会長若干名・幹事長１名・事務局長１名・幹事若干名をおく。

第５条　本連盟の経費は会費及び寄附金をもってこれにあてる。
会費は月額５００円とする。

入　会　申　込　書

「尊厳死法制化を考える議員連盟」の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

平成　　年　　月　　日

衆議院　・　参議院　　政党＿＿＿＿＿＿

議員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

第１・第２・参　　議員会館＿＿＿＿号室

FAX番号　　０３－　　－

なお、会費月額５００円也を歳費から拠出することを承諾致します。

尊厳死法制化を考える議員連盟　会長　殿

※ご入会申込書は石川昭政事務所（衆内線７１０１４）までお願いいたします。　　ＦＡＸ：０３-３５０８-３７０９

第２案（未定稿）

終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）

（趣旨）

第一条　この法律は、終末期に係る判定、患者の意思に基づく延命措置の中止等及びこれに係る免責等に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本的理念）

第二条　終末期の医療は、延命措置を行うか否かに関する患者の意思を十分に尊重し、医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と患者及びその家族との信頼関係に基づいて行われなければならない。

２　終末期の医療に関する患者の意思決定は、任意にされたものでなければならない。

３　終末期にある全ての患者は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、終末期の医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（医師の責務）

第四条　医師は、延命措置の中止等をするに当たっては、診療上必要な注意を払うとともに、終末期にある患者又はその家族に対し、当該延命措置の中止等の方法、当該延命措置の中止等により生ずる事態等について必要な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

（定義）

第五条　この法律において「終末期」とは、患者が、傷病について行い得る全ての適切な医療上の措置（栄養補給の処置その他の生命を維持するための措置を含む。以下同じ。）を受けた場合であっても、回復の可能性がなく、かつ、死期が間近であると判定された状態にある期間をいう。

２　この法律において「延命措置」とは、終末期にある患者の傷病の治癒又は疼痛等の緩和ではなく、単に当該患者の生存期間の延長を目的とする医療上の措置をいう。

３　この法律において「延命措置の中止等」とは、終末期にある患者に対し現に行われている延命措置を中止すること又は終末期にある患者が現に行われている延命措置以外の新たな延命措置を要する状態にある場合において、当

該患者の診療を担当する医師が、当該新たな延命措置を開始しないことをいう。

（終末期に係る判定）

第六条　前条第一項の判定（以下「終末期に係る判定」という。）は、これを的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う判断の一致によって、行われるものとする。

（延命措置の中止等）

第七条　医師は、患者が延命措置の中止等を希望する旨の意思を書面その他の厚生労働省令で定める方法により表示している場合（当該表示が満十五歳に達した日後にされた場合に限る。）であり、かつ、当該患者が終末期に係る判定を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、延命措置の中止等をすることができる。

（延命措置の中止等を希望する旨の意思の表示の撤回）

第八条　延命措置の中止等を希望する旨の意思の表示は、いつでも、撤回することができる。

（免責）

第九条　第七条の規定による延命措置の中止等については、民事上、刑事上及び行政上の責任（過料に係るものを含む。）を問われないものとする。

（生命保険契約等における延命措置の中止等に伴い死亡した者の取扱い）

第十条　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等を相手方とする生命保険の契約その他これに類するものとして政令で定める契約における第七条の規定による延命措置の中止等に伴い死亡した者の取扱いについては、その者を自殺者と解してはならない。ただし、当該者の傷病が自殺を図ったことによるものである場合には、この限りでない。

（終末期の医療に関する啓発等）

第十一条　国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて終末期の医療に対する理解を深めることができるよう、延命措置の中止等を希望する旨の意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、終末期の医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を

講ずるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（適用上の注意等）

第十三条　この法律の適用に当たっては、生命を維持するための措置を必要とする障害者等の尊厳を害することのないように留意しなければならない。

2　この法律の規定は、この法律の規定によらないで延命措置の中止等をすることを禁止するものではない。

附　則

1　この法律は、〇〇から施行する。

2　第六条、第七条、第九条及び第十条の規定は、この法律の施行後に終末期に係る判定が行われた場合について適用する。

3　終末期の医療における患者の意思を尊重するための制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、終末期にある患者を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

理　由

終末期の医療において患者の意思が尊重されるようにするため、終末期に係る判定、患者の意思に基づく延命措置の中止等及びこれに係る免責等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。